

広島市告示（東区）第40号
令和7年5月2日

建築基準法（昭和25年 法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、
公告認定対象区域の認定を取消したので、同条第4項の規定に基づき告示します。
この関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において、一般に縦覧します。

広島市長 松井 一實 印

- 1 認定の取消しを行った区域の場所
広島市東区戸坂山崎町621番1、622番1、623番1、624番1、624番7
- 2 認定の取消しを行った認定番号
第6号
- 3 認定の取消しを行った認定年月日
昭和47年11月10日